

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

保健福祉部障害福祉課

1 制定の趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、従来、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 本県の実情を踏まえた独自基準

障害福祉サービス事業に係る非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、利用者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならない旨を定めることとする。

(2) その他の基準

(1)のほか、障害福祉サービス事業に係る職員の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。